

## 議会改革・活性化調査特別委員会記録【概要】

1 日 時 令和6年2月13日（火曜日）

午後1時29分 開 会

午後1時47分 閉 会

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員

委員長 伊藤優子	副委員長 神野恭多
委員 片平恵美	委員 黒田真徳
委員 合田晋一郎	委員 伊藤嘉秀
委員 藤田誠一	委員 山本健十郎
委員 高塚広義	委員 伊藤謙司

4 欠席委員

なし

5 説明のため出席した者 なし

6 議会事務局職員出席者 局長 山本知輝 課長 徳永易丈

副課長 鴨田優子 係長 伊藤博徳

係長 村上佳史

7 その他出席者 議長 大條雅久

8 本日の会議に付した事件 (1) 議会改革・活性化に関する調査

・議会の運営に関すること

9 概 要

（委員長）前回の委員会で持ち帰りとなっている、請願提出者からの趣旨説明について及び傍聴者からの要望について、協議をお願いします。まず、アの請願の提出者からの趣旨説明について、協議をお願いします。このことについては、前回の委員会で、請願提出者の趣旨説明制度をつくることとなったが、内容については、会派の意見を聞いて本日改めて協議することとしていた。まず、どの案をベースにするのがよいかを決めた後、詳細について協議したいと思う。どの案がよいか順に意見ををお願いします。

(委員) C案でお願いしたい。説明者・出席者は2名以内で。説明時間は5分以内で。質疑はこれで結構である。費用弁償は、しないということで結構である。その他も、1番、2番、このままで結構である。

(委員) 前の委員会でも言ったが、C案でお願いしたい。説明時間も5分以内ということでいいと思う。7のその他は、この文言で十分なので、このままでお願いします。

(委員) C案で、5分以内でお願いします。

(委員) B案でお願いしたい。3番、4番、5番、6番、7番についてはこれで。5分以内、程度、どちらでもいい。

(委員) C案で。

(委員長) では、C案をベースにする。次に、項目の1番から7番までについて、順に決めていきたいと思う。まず、1説明の意思確認については、説明希望の確認は行わないでよろしいか。

[ 了 承 ]

(委員長) 次に、2説明の許可については、審査を行う委員会が説明を求める場合は定例会開会日の散会後に委員会を開催し決定する、ということよろしいか。

[ 了 承 ]

(委員長) 次に、3説明者・出席者については、2名以内でよろしいか。

[ 了 承 ]

(委員長) 次に、4説明時間については、5分以内でよろしいか。

[ 了 承 ]

(委員長) 次に、5質疑については、委員からの質疑を行う、提出者からの質疑はできない、でよろしいか。

[ 了 承 ]

(委員長) 次に、6費用弁償については、支給しない、でよろしいか。

[ 了 承 ]

(委員長) 次に、7その他については、1説明のため必要な資料は提出者が準備する。原則電子データとする。2審査を行う委員会が必要と認めた場合は、提出者に委員会への出席説明の協力を求めることができる、でよろしいか。

[ 了 承 ]

(委員長) 次に、イの傍聴者からの要望についてであるが、①傍聴時の議案書の閲覧について及び②請願の趣旨、項目の公開について、についても、前回の委員会で、会派の意見を聞いて本日改めて協議することとしている。まず、①傍聴時の議案書の閲覧について、協議をお願いします。傍聴時に議案書を閲覧するには、議案書を議会開会日の午前10時までに、追加提出議案は提出日の午前10時までに、ホームページに掲載し、議場や委員会室の傍聴席でのスマートフォン等の電子機器の操作を認めれば可能であるが、意見をお願いします。

(委員) この対応案で結構である。

(委員) 同じある。

(委員) 傍聴席でのスマホやタブレットの操作が気になりなので、現状でいいのではないか。

(委員) 現状維持で。

(委員) 議場で見れるようにしたらいい。。

(委員長) 意見が2つになったので、傍聴席での議案の閲覧は行わないことにしたいと思うが、よろしいか。

(委員) この委員会として対応案と現状とで分かれたが、この委員会としてそういう結果が出たということを議運にあげたうえで、議運で最終諮るということでいいのか。

(副課長) この委員会で委員会としての結果を出さないといけない。

(委員長) それでは、10時までに議案を上げて電子機器の操作を認めることに賛成の方の挙手をお願いします。

[ 挙 手 ]

(委員長) 挙手多数であるので、10時までに議案を上げて電子機器の操作を認めることに決する。

(委員長) 傍聴席での議案書の閲覧を認めることとなったが、委員会の傍聴席の閲覧についてはいかがか。

(委員) 議場で認めるということなので、委員会室でも認めればよいと思う。

(委員長) それでよろしいか。

[ 了 承 ]

(委員長) 次に、②請願の趣旨、項目の公開について、協議をお願いします。傍聴時に請願の要旨、項目を閲覧するには、要旨、項目を議会開会日の午前10時までに、ホームページに掲載し、議場や委員会室の傍聴席でスマートフォン等電子機器の操作を認めれば可能であるが、このことについて、意見をお願いします。

(委員) 傍聴席で、スマホやタブレットの操作を認めるということだが、議員は携帯の持ち込みは禁止されている。

(委員長) タブレットを持っていない人のため携帯もと考えている。皆の了解が得られたら携帯も認めたいと思うが、どうか。

[ 了 承 ]

(委員長) それでは、請願の趣旨、項目を午前10時までにホームページに掲載し、傍聴席でのスマートフォン等電子機器による閲覧を認めることにしたいと思う。

(委員長) 傍聴席での趣旨、項目の閲覧を認めることとなったが、委員会の傍聴時の閲覧についても議場と同じように認めたいと思うが、よろしいか。

[ 了 承 ]

(委員長) 請願の趣旨、項目の掲載内容については、別紙2-2のとおりでよろしいか。

[ 了 承 ]

(委員長) それでは、本日の協議事項は以上である。前回の委員会決定した、陳情審査の取扱いについて、同一趣旨の請願の取扱いについて、また、本日の委員会決定した、請願の提出者からの趣旨説明について、傍聴者からの要望については、議会運営委員会に提案したいと思う。

次回の委員会では、2月定例会での「特別委員会の中間報告の内容」について協議をいただきたいと思っている。なお、次回の委員会は、3月15日（金）予算特別委員会終了後に開催したいと考えているが、予定はいかがか。

[ 了 承 ]

（委員長）それでは、本日はこれにて閉会する。